

## 特定空家等除却費補助金 必要書類（工事前）

※記名の際は、印鑑が必要な場合があります。

※補助金交付決定通知前に事業着手すると補助金が受けられません。

【事業着手】：解体工事等の契約をもって事業着手とみなします。

### ■必ず提出していただく書類

- 申請書（特定空家等除却費補助金交付申請書「第1号様式」）
- 見積書の写し
  - ・下部「見積書の内容について」を参照
- 建設業（もしくは解体工事業）の許可証の写し
  - ・見積書を発行している業者のものがが必要です
- 債権者登録申出書兼口座振込申出書
  - ・印鑑を押印してください。

### ■必要な場合のみ提出していただく書類

- 誓約書（所有者が死亡している場合「2号様式」）
  - ・上記の場合、建物所有者の相続人のみ申請可能です。必ず相続人であるか確認してください。
- 誓約書（所有者等の同意を得て除却する場合「3号様式」）
  - ・上記の場合、所有者、共有名義人または共有名義人の代表の同意を得て除却する場合に必要です。
- 誓約書（狭小敷地や無接道敷地にある空家等を除却する場合「4号様式」）
  - ・上記の場合、申請者が所有している土地と空家等を除却した後の土地を10年間一体的に利用する必要があります。
- 同意書（建物所有者が複数存在する場合）
  - ・上記の場合、所有者、共有名義人または共有名義人の代表の同意を得て除却する場合に必要です。
- 対象の空家等と狭小敷地を取得したことがわかる書類（狭小敷地や無接道敷地にある空家等を除却する場合）
  - ・登記事項証明書、売買契約書、空家等の写真が必要になります。

### ※見積書の内容について

- 補助申請時に添付する見積書について、以下の点にご注意下さい。
  - ・宛名は申請者氏名（フルネーム）としてください。
  - ・工事場所（地番）を記載してください。
  - ・見積業者の社印、もしくは担当者印を見積書に押印してください。

### ■その他、不明な点は職員までお問い合わせください。

建築指導課（建築安全・空き家対策係）（直通）059-354-8207  
(FAX) 059-354-8404